

後期高齢者医療制度の財政支援の 充実を求める意見書

後期高齢者医療制度は、東京都後期高齢者医療広域連合を主体として平成20年4月から運用されることとなっている。

東京都後期高齢者医療広域連合議会は、保険料関係の議案を可決したが、東京都の保険料の平均額は低い府県と比較して約2倍の高い水準となっている。

東京都後期高齢者医療広域連合では、市区町村の一般財源負担により保険料水準の抑制を図ったが、現行の国民健康保険料に比較して保険料が上昇する低所得者層の負担軽減については、なお一層の対策が必要である。

また、保健事業については、市民及び市区町村の負担が増加する内容となっている。

- よって、羽村市議会は、東京都に対して、次のとおり更なる財政支援を求めるものである。
1. 市区町村の一般財源負担の軽減を図ること。
 2. 低所得者の保険料について、なお一層の対策を講じること。
 3. 保健事業の実施にあたり、従前の基本健康診査同様の財源補助を行うこと。

◇提出先 東京都知事

福祉人材の確保充実を求める意見書

わが国は今、高齢人口の増加と若年労働力の減少という高齢社会の到来に直面している。

高齢社会においては、要支援・要介護高齢者の増加が予想され、そのために必要となる福祉人材の確保はきわめて重要な課題となっている。また、児童福祉、障害者福祉についても、現場を担う福祉人材の確保充実が必要である。

福祉・介護サービス従事者の実態をみると、いわゆる定着率が低いことや労働条件が悪いこと等の問題点が指摘されている。

国及び東京都においては、福祉従事者の労働環境の整備、適切な水準の給与体系の整備と介護報酬の設定、離職している有資格者の再就職の支援、女性が就業を継続できる環境の整備等々、福祉人材の確保のための施策の充実を図るべきである。

羽村市議会は、国及び東京都に対して、福祉人材の確保のためなお一層の施策の充実を求めるものである。

◇提出先 厚生労働大臣、東京都知事



議決結果一覧

| 市長提出議案 | 会派名 | | | | | | | | | 議決結果 |
|---|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|------|
| | 新 | 公 | 共 | 民 | ク | ネ | 羽 | 風 | 世 | |
| 羽村市障害福祉計画審議会条例の一部を改正する条例 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 羽村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 羽村市立学校施設使用条例の一部を改正する条例 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 羽村市富士見霊園条例の一部を改正する条例 | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × | 原案可決 |
| 羽村市長期継続契約に関する条例 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 羽村市動物公園条例 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 平成19年度羽村市一般会計補正予算(第3号) | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × | 原案可決 |
| 平成19年度羽村市国民健康保険事業会計補正予算(第2号) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 平成19年度羽村市老人保健医療会計補正予算(第1号) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 平成19年度羽村市福生都市計画事業羽村駅西口土地地区画整理事業会計補正予算(第1号) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | 原案可決 |
| 羽村市公共下水道事業(平成19年度・20年度の事業の一部)に関する業務委託契約について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | 原案可決 |
| 固定資産評価審査委員会委員の選任について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案同意 |
| 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × | 原案可決 |
| 羽村市長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例 | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × | 原案可決 |
| 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × | 原案可決 |
| 平成19年度羽村市一般会計補正予算(第4号) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |

| 議員提出議案 | 会派名 | | | | | | | | | 議決結果 |
|--------------------------|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|------|
| | 新 | 公 | 共 | 民 | ク | ネ | 羽 | 風 | 世 | |
| いじめ、不登校対策の充実を求める意見書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 青年の雇用確保の促進に関する意見書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 原爆症認定と被爆者の救済に関する意見書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 後期高齢者医療制度の財政支援の充実を求める意見書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 福祉人材の確保充実を求める意見書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |

| 陳情 | 会派名 | | | | | | | | | 議決結果 |
|-------------------------------|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|------|
| | 新 | 公 | 共 | 民 | ク | ネ | 羽 | 風 | 世 | |
| 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択に関する陳情 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | 趣旨採択 |
| 「非核日本宣言」を日本政府に求める意見書採択に関する陳情書 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | 趣旨採択 |
| 原爆症認定制度の抜本改善を求める意見書採択に関する陳情書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 採択 |
| 後期高齢者医療制度の創設に関する陳情書 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | 趣旨採択 |
| 福祉人材の確保にむけた施策の充実を求める陳情書 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | 趣旨採択 |

■要望書扱いとした陳情

文化庁への要請「漢字を国立国語研究所に研究させるべし」に関する陳情

※会派名 新:新政会 公:公明党 共:日本共産党 民:民主党 ク:市民クラブ ネ:市民ネットワーク「いきいき広場」
羽:羽村クラブ 風:新しい風 世:世論 (各会派の所属議員については、13ページをご覧ください)

※議長(会派名:羽村21)は本会議の表決には加わりません

※各会派の賛否(議案) ○:賛成 ×:反対
" (陳情) ○:採択 ×:不採択 △:趣旨採択

議会用語の？

「一般質問」

一般質問は、議員が議案に関係なく市政全般（一般事務、事務の執行状況、将来に対する方針など）について市長の見解や疑問点などを聞くものです。

ただ単に市長の所信をただしたり、事実関係を明らかにするにとどまらず、議員の意見を加えて市長の姿勢や責任の所在を明確にし、その結果として現行の政策の変更・是正、あるいは新規の政策の採用などの目的や効果があります。

◆ 一般質問の流れ ◆

通告

一般質問をしようとする議員は、通告期間内に所定の用紙に質問項目、要旨などを記入し議長に提出します。

通告は正確で丁寧な答弁を求めるために行うものです。



質問・答弁

最初の質問と答弁は一括して行います。通告した質問に対し、市長または教育長が答弁します。



再質問・答弁

議員は、市長または教育長の答弁を聞き、不明な点や疑問点を質問します。

再質問から一問一答方式で行います。詳細な内容に及ぶ場合、答弁は部長が行います。

■ 羽村市議会の状況 ■

一般質問は個々の議員が行います。12月定例会では16人の議員が一般質問を行いました。（質疑の詳細は2ページから13ページをご覧ください。）

本会議初日、市長の施政方針（または所信表明）が行われた後、通告順に一般質問を行います。一般質問を行う議員の数により異なりますが、通常3日間かけて行います。

■ 一問一答方式 ■

「一問一答方式」とは、質問を一つずつ行い、これに対しその都度答弁するというもので、傍聴者にとって分かりやすくなるとともに、議論の活性化が図れることが期待できます。羽村市議会では、再質問の段階から一問一答方式とすることとしています。

一問一答方式には時間制限（質問と答弁合わせて最長で60分）はありますが、質問の回数制限を設けていないため何度でも質問ができ、それだけ質疑を深めることができます。

年4回開催される定例会ごとに、議員が行おうとする一般質問の内容は、定例会開会前にあらかじめ議会ホームページに掲載しています。また、本会議を傍聴する方には一覧表を配布しています。一般質問は、皆さんの生活に直結した問題も多く取り上げられています。ぜひ、議会を傍聴してみてください。

あなたも傍聴してみませんか？

次回の定例会は3月です

請願・陳情の提出は2月25日（月）までに
議会事務局へお願いします

❖ 平成20年 議会の年間開催予定 ❖

3月定例会

| | |
|----------|-----------|
| 3月6日(木) | 本会議(初日) |
| 3月7日(金) | 本会議 |
| 3月10日(月) | 本会議 |
| 3月12日(水) | 常任委員会 |
| 3月13日(木) | 常任委員会 |
| 3月17日(月) | 予算審査特別委員会 |
| 3月18日(火) | 予算審査特別委員会 |
| 3月21日(金) | 予算審査特別委員会 |
| 3月27日(木) | 本会議(最終日) |

6月定例会

| | |
|----------|----------|
| 6月10日(火) | 本会議(初日) |
| 6月11日(水) | 本会議 |
| 6月12日(木) | 本会議 |
| 6月17日(火) | 常任委員会 |
| 6月18日(水) | 常任委員会 |
| 6月27日(金) | 本会議(最終日) |

9月定例会

| | |
|----------|-----------|
| 9月9日(火) | 本会議(初日) |
| 9月10日(水) | 本会議 |
| 9月11日(木) | 本会議 |
| 9月16日(火) | 常任委員会 |
| 9月17日(水) | 常任委員会 |
| 9月22日(月) | 決算審査特別委員会 |
| 9月24日(水) | 決算審査特別委員会 |
| 9月25日(木) | 決算審査特別委員会 |
| 10月3日(金) | 本会議(最終日) |

12月定例会

| | |
|-----------|----------|
| 12月4日(木) | 本会議(初日) |
| 12月5日(金) | 本会議 |
| 12月8日(月) | 本会議 |
| 12月10日(水) | 常任委員会 |
| 12月11日(木) | 常任委員会 |
| 12月19日(金) | 本会議(最終日) |

※日程は変更となる場合がありますのでご了承ください。

はむらで見られる 野鳥



ツジュウカラ

白と黒のコントラストが鮮やかでネクタイをしたダンディな小鳥。夏から冬にかけての「シーシー ジャジャジャ」という鳴き声に変化して、シジュウカラと名付けられたともいわれています。

冬から春にかけては「ツーピー ツーピー」と元気よく鳴き、春から夏にかけては巣立ちビナの集団の「ジージー ジージー」という鳴き声も聞かれ、意外と身近にいて季節の変化を感じさせてくれる小鳥です。

編集後記

今号の「議会だより」の変化にお気づきですか。一般質問を行った議員の顔写真と所属会派名が示されました。

市議会では平成16年から議会改革を行っています。その中で「議会だよりの充実」も論議してきました。議会の情報発信を充実させ「わかりやすい」「親しみやすい」「読みやすい」議会だよりを目指し、さまざまな検討をしてきました。今号からの顔写真掲載、所属会派名記載はその一つです。

今後も市民の皆さまに親しまれる「議会だより」を目指していきます。ご意見、ご感想をお待ちしております。

(大塚記)

《編集委員》

瀧島 愛夫 山崎 陽一
 鈴木 拓也 大塚あかね
 西川美佐保 濱中 俊男
 中根 康雄